

平成22年第2回港区議会定例会提出予定案件

区長報告第3号

専決処分について（港区国民健康保険条例の一部を改正する条例）

本件は、平成22年3月31日に公布された「国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令」の施行期日が同年4月1日となっており、条例の一部改正について専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

専決処分の日 平成22年3月31日

内 容

(1) 保険料率の改定

改正前	改正後
・所得割 （医療分） 100分の68 （支援金分） 100分の26	・所得割 （医療分） 100分の80 （支援金分） 100分の23
・均等割 （医療分） 2万7,600円 （支援金分） 9,600円	・均等割 （医療分） 3万1,200円 （支援金分） 8,700円

支援金分とは、後期高齢者支援金等賦課額

(2) 保険料の賦課限度額の変更

改正前	改正後
（医療分） 47万円 （支援金分） 12万円	（医療分） 50万円 （支援金分） 13万円

(3) 被保険者均等割額の減額措置の拡充

被保険者均等割額の減額割合を改定するとともに、それぞれの減額金額を変更します。

・減額割合 2段階（6割、4割）

3段階（7割、5割、2割）

(4) 特例対象被保険者等に係る保険料の軽減措置

やむを得ない理由により離職した被保険者等に係る保険料の軽減措置（離職した日の翌日からその翌年度末までの間、保険料を算定する際に前年給与所得を30/100として算定）について、保険料の算定及び届出に係る事項を規定します。

(5) その他規定の整備

施行期日 平成 2 2 年 4 月 1 日。ただし、(5) の一部については、平成 2 2 年 6 月 1 日

区長報告第 4 号

平成 2 1 年度港区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

本件は、平成 2 1 年度の歳出予算の経費でその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内に支出を終わらなかつたものについて、平成 2 2 年度に繰り越して使用することとしましたので、報告するものです。

内 容

- | | | |
|-------|-----|---|
| (1) | 事業名 | 通信施設等維持管理 |
| | 繰越額 | 6 6 1 万 5 , 0 0 0 円 |
| | 理由 | 全国瞬時警報システム (J - A L E R T) の改修の期間が平成 2 2 年度に及ぶため。 |
| (2) | 事業名 | 保健福祉総合システム維持管理 |
| | 繰越額 | 5 4 2 万 8 , 5 0 0 円 |
| | 理由 | 子ども手当の支給に伴うシステム改修の期間が平成 2 2 年度に及ぶため。 |
| (3) | 事業名 | 区内共通商品券発行支援 |
| | 繰越額 | 2 , 1 1 4 万 8 , 3 0 7 円 |
| | 理由 | プレミアム付商品券発行補助金について、発行から換金までの事務が平成 2 2 年度に及ぶため。 |
| (4) | 事業名 | 商店街消費拡大セール支援 |
| | 繰越額 | 3 , 6 6 6 万 1 , 0 0 0 円 |
| | 理由 | 商店街消費拡大セール支援補助金について、事業の準備から実施までの期間が平成 2 2 年度に及ぶため。 |
| (5) | 事業名 | 麻布地区都市型水害対策推進 |
| | 繰越額 | 3 , 8 9 1 万円 |
| | 理由 | 特別区道 (南麻布一丁目) における都市型水害対策工事の期間が平成 2 2 年度に及ぶため。 |
| (6) | 事業名 | 高輪地区都市型水害対策推進 |
| | 繰越額 | 4 , 0 5 9 万 7 , 0 0 0 円 |
| | 理由 | 特別区道 (高輪四丁目) における都市型水害対策工事の期間が平成 2 2 年度に及ぶため。 |

- (7) 事業名 浜松町駅東西自由通路整備
繰越額 1億8,480万円
理由 平成21年度の鉄道事業者との協議の状況から、
浜松町駅東西自由通路整備に係る概略設計等が
平成22年度に及ぶため。

議案第36号

公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団が公益財団法人に移行したことに伴い、規定を整備するものです。

内 容 職員の派遣先団体の名称に係る規定を変更します。

- ・財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団（平成8年4月1日に財団法人港区ふれあい文化健康財団という名称で設立された法人をいう。）

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団

施行期日 公布の日

適用期日 平成22年4月1日

議案第37号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」の施行による「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務を制限する制度を導入するとともに、職員の特別休暇に「短期の介護休暇」を新設するほか、規定を整備するものです。

内 容

- (1) 3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならないこととします。
- (2) 要介護者の介護を行う職員の仕事との両立支援を推進するため、職員の特別休暇に「短期の介護休暇」を新設します。
- (3) (1) に係る経過措置を規定します。
- (4) その他規定の整備

施行期日 平成 22 年 7 月 1 日。ただし、(3) については、公布の日

議案第 38 号

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」により所要の改正が行われた「地方公務員の育児休業等に関する法律」の施行に伴い、規定を整備するものです。

内 容

- (1) 配偶者が育児休業をしている職員及び配偶者が専業主婦(夫)である職員についても、育児休業をすることができることとします(育児短時間勤務及び部分休業についても同様)。
- (2) 育児休業に係る子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした職員について、再度、育児休業をすることが可能になることに伴い、当該期間を規定します。
- (3) (1) 及び(2) に該当する職員からの承認の請求に係る経過措置を規定します。
- (4) その他規定の整備

施行期日 平成 22 年 7 月 1 日。ただし、(3) については、公布の日

議案第 39 号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「雇用保険法等の一部を改正する法律」の施行による「雇用保険法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

内 容 条例で引用している雇用保険法の条項番号を変更します。

施行期日 公布の日

議案第 40 号

港区特別区税条例の一部を改正する条例

本案は、「地方税法等の一部を改正する法律」の施行による「地方税法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

内 容

- (1) 扶養親族の申告に係る規定の整備
 - ・ 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出について、規定を整備します。
- (2) 公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の変更
 - ・ 65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者については、原則として公的年金等所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額に加算して、給与から特別徴収の方法により徴収することとします。
- (3) たばこ税の税率の改正
 - ・ 例： 1,000本当たり 3,298円 4,618円
(1,320円引上げ)
たばこ1本当たり1.32円、たばこ1箱当たり26.4円
引上げ
- (4) 非課税口座内の上場株式等に係る譲渡所得等について、区民税の所得計算の特例を設けます。
 - 非課税口座とは、非課税の適用を受けるため、一定の手続をすることにより設けられた口座
- (5) その他規定の整備
 - 施行期日 公布の日。ただし、(3)については平成22年10月1日、(1)については平成23年1月1日、(2)については平成23年4月1日、(4)については平成25年1月1日

議案第41号

財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成に関する条例の一部を改正する条例

本案は、財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団が公益財団法人に移行したことに伴い、規定を整備するものです。

内 容

- (1) 条例の題名を変更します。
 - ・ 財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成に関する条例
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成に関する条例

(2) 財団の名称に係る規定を変更します。

- ・財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団（平成 8 年 4 月 1 日に財団法人港区ふれあい文化健康財団という名称で設立された法人をいう。）

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団

施行期日 公布の日

適用期日 平成 2 2 年 4 月 1 日

議案第 4 2 号

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港資源化センターへの新たなごみ処理施設（資源プラスチック中間処理設備）の設置に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定による生活環境影響調査結果の公開等を行う必要があるため、規定を整備するものです。

内 容

- (1) 生活環境影響調査結果の公開等の対象となる施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する 1 日当たりの処理能力が 5 トン以上のごみ処理施設とします。
- (2) ごみ処理施設の設置に係る周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を公開するための手続に関する事項を規定します。
- (3) ごみ処理施設の設置に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与するための手続に関する事項を規定します。
- (4) その他規定の整備

施行期日 公布の日

議案第 4 3 号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行による「国民健康保険法」の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

内 容

- (1) 国民健康保険法の規定による高額な医療に係る交付金事業等が継続されたことに伴い、保険料の基礎賦課総額の算定に、それらの事業に係る経費を含めるという特例が適用される期間を延長します。

- ・平成20年度及び平成21年度
平成22年度から平成25年度までの各年度（4年間延長）
- (2) その他規定の整備
施行期日 公布の日

議案第44号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」の施行による「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、3歳に満たない子の育児を行う幼稚園教育職員の超過勤務を制限する制度を導入するとともに、幼稚園教育職員の特別休暇に「短期の介護休暇」を新設するほか、規定を整備するものです。

内 容

- (1) 3歳に満たない子のある幼稚園教育職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならないこととします。
- (2) 要介護者の介護を行う幼稚園教育職員の仕事との両立支援を推進するため、幼稚園教育職員の特別休暇に「短期の介護休暇」を新設します。
- (3) (1)に係る経過措置を規定します。
- (4) その他規定の整備
施行期日 平成22年7月1日。ただし、(3)については、公布の日

議案第45号

工事請負契約の承認について（末広橋改良工事（下部工））

本案は、末広橋改良工事（下部工）について、工事請負契約の承認を求めるものです。

内 容

- (1) 工事の規模
基礎ぐい補強工 16本
橋脚補強工 2基
- (2) 契約金額 2億1,472万5,000円

- (3) 工 期 契約締結の日の翌日から平成 2 3 年 3 月 1 4 日
まで
- (4) 契約の相手方 江東区豊洲五丁目 6 番 5 2 号
オリエンタル白石株式会社東京支店

議案第 4 6 号

工事請負契約の承認について（港南緑水公園整備工事（第 期）及び京 浜運河沿緑地整備工事）

本案は、港南緑水公園整備工事（第 期）及び京浜運河沿緑地整備工事
について、工事請負契約の承認を求めるものです。

内 容

- (1) 工事の規模 整備面積 1 万 3 , 4 2 0 m²
- (2) 契約金額 3 億 8 , 6 5 3 万 2 , 3 0 0 円
- (3) 工 期 契約締結の日の翌日から平成 2 3 年 3 月 1 0 日
まで
- (4) 契約の相手方 港区赤坂五丁目 2 番 3 9 号
かたばみ・I G W 建設共同企業体

議案第 4 7 号

工事請負契約の承認について（港区立芝浦小学校・幼稚園改築に伴う外 構工事）

本案は、芝浦小学校・幼稚園改築に伴う外構工事について、工事請負契
約の承認を求めるものです。

内 容

- (1) 工事の規模 芝浦小学校グラウンド、芝浦幼稚園園庭等の整備
- (2) 契約金額 3 億 4 , 3 2 2 万 2 , 9 5 0 円
- (3) 工 期 契約締結の日の翌日から平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日
まで
- (4) 契約の相手方 板橋区氷川町 6 番 3 号
株式会社瀧島建設

議案第 4 8 号

物品の購入について（高輪保育園等ちゅう房機器）

本案は、高輪保育園等のちゅう房機器を購入するものです。

内 容

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| (1) 購入の目的 | 高輪保育園等の改築に伴うちゅう房機器の整備 |
| (2) 購入品目及び
数量 | ちゅう房機器 60点 |
| (3) 購入予定価格 | 2,289万円 |
| (4) 購入の相手方 | 港区新橋五丁目23番7号三栄ビル7階
ホシザキ東京株式会社港支店 |

議案第49号

物品の購入について（次期行政情報システム共通基盤用サーバー等）

本案は、次期行政情報システム共通基盤用サーバー等を購入するものです。

内 容

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 購入の目的 | 次期行政情報システム共通基盤ハードウェアの構築 |
| (2) 購入品目及び
数量 | サーバー 10台
ブレードシャーシ 1台
統合ストレージ 1台
増設ディスク 3台
FCスイッチ 2台
統合バックアップ装置 1台
ラック 5台 |
| (3) 購入予定価格 | 1億77万3,340円 |
| (4) 購入の相手方 | 港区浜松町二丁目6番2号
株式会社スイタ情報システム東京本社 |

議案第50号

物品の購入について（次期行政情報システム共通基盤用ソフトウェア）

本案は、次期行政情報システム共通基盤用ソフトウェアを購入するものです。

内 容

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 購入の目的 | 次期行政情報システム共通基盤の構築 |
| (2) 購入品目及び
数量 | 次期行政情報システム共通基盤用ソフトウェア一式 |

- (3) 購入予定価格 3 , 8 3 1 万 2 , 4 0 0 円
(4) 購入の相手方 江東区新砂一丁目 6 番 2 7 号
株式会社日立製作所公共システム営業統括本部

議案第 5 1 号

物品の購入について (次期行政情報システム住民記録・国保・年金システム用サーバー等)

本案は、次期行政情報システム住民記録・国保・年金システム用サーバー等を購入するものです。

内 容

- (1) 購入の目的 次期行政情報システム住民記録・国保・年金システムハードウェアの構築
(2) 購入品目及び数量 サーバー 1 7 台
その他周辺機器 一式
(3) 購入予定価格 2 , 5 3 0 万 5 , 0 0 0 円
(4) 購入の相手方 港区新橋三丁目 1 番 1 号
八洲電機株式会社社会システム本部

議案第 5 2 号

物品の購入について (次期行政情報システム住民記録・国保・年金システム用ソフトウェア)

本案は、次期行政情報システム住民記録・国保・年金システム用ソフトウェアを購入するものです。

内 容

- (1) 購入の目的 次期行政情報システム住民記録・国保・年金システムの構築
(2) 購入品目及び数量 住民記録・国保・年金システム用ソフトウェア 一式
(3) 購入予定価格 2 億 4 , 5 2 5 万 5 , 2 8 3 円
(4) 購入の相手方 港区東新橋一丁目 5 番 2 号
富士通株式会社東京支店

議案第 5 3 号

物品の購入について (芝浦小学校ちゅう房機器)

本案は、芝浦小学校のちゅう房機器を購入するものです。

内 容

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| (1) 購入の目的 | 芝浦小学校の改築に伴うちゅう房機器の整備 |
| (2) 購入品目及び
数量 | ちゅう房機器 82点 |
| (3) 購入予定価格 | 6,613万9,500円 |
| (4) 購入の相手方 | 世田谷区下馬六丁目14番11号
タニコー株式会社東京営業部 |

議案第54号

訴えの提起について

本案は、建物明渡し等の請求に関する民事訴訟を提起するものです。

内 容

建物の使用料等を滞納し、区の督促に応じなかった、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の居住者に対し、区は、平成21年1月31日付けで使用許可を取り消しました。取消し後も当該居住者の同居人は、建物を使用する資格がないまま、建物を使用しています。区は、当該同居人に対し、交渉を重ねてきましたが、解決に至らないため、建物の明渡し及び滞納使用料等の支払を求める訴えを提起します。

- ・滞納額 222万9,000円(建物使用料及び共益費)

議案第55号

訴えの提起について

本案は、建物明渡し等の請求に関する民事訴訟を提起するものです。

内 容

建物の使用料等を滞納し、区の督促に応じなかった、特定公共賃貸住宅シティハイツ桂坂の居住者に対し、区は、平成21年1月31日付けで使用許可を取り消しました。取消し後も区は、当該居住者に対し、交渉を重ねてきましたが、解決に至らないため、建物の明渡し及び滞納使用料等の支払を求める訴えを提起します。

- ・滞納額 226万9,800円(建物使用料及び共益費)

議案第56号

訴えの提起について

本案は、建物使用料等滞納分の支払の請求に関する民事訴訟を提起するものです。

内 容

建物の使用料等を滞納し、区の督促に応じないまま退去した、区立住宅シティハイツ高輪の元居住者に対し、退去後の再三にわたる督促にも応じないため、建物の滞納使用料等の支払を求める訴えを提起します。

・滞納額 111万7,775円（建物使用料及び共益費）

議案第57号

訴えの提起について

本案は、特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝で発生したエレベーター事故に係る損害賠償の請求に関する民事訴訟を提起するものです。

内 容

平成18年6月3日に特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝に設置されたエレベーターで発生した事故に伴い、区が被った損害について、当該エレベーターの設計、製造及び保守管理をした者、当該エレベーターの設計及び製造をした者並びに当該エレベーターの保守管理をした者に対し、当該エレベーターの交換工事等に要した損害金の支払を求める訴えを提起します。

(1) 訴訟当事者

原 告	東京都港区芝公園一丁目5番25号 港 区
被 告	東京都江東区越中島一丁目2番21号 シンドラーエレベータ株式会社
被 告	スイス連邦 ヘルギスヴィル ゼーシュトラーセ55 シンドラーホールディング株式会社
被 告	東京都多摩市鶴牧二丁目23番地7 株式会社日本電力サービス
被 告	東京都台東区台東三丁目18番3号 エス・イー・シーエレベーター株式会社

(2) 請求の要旨

- ・ シンドラーエレベータ株式会社及びシンドラーホールディング株式会社は、エレベーターの設計・製造者として、製造物責任及び不法行為責任に基づき、損害賠償義務を負うものとします。また、シンドラーエレベータ株式会社は、エレベーターの保守管理業務を行った者として、不法行為責任に基づき、損害賠償義務を負うものとします。
- ・ 株式会社日本電力サービス及びエス・イー・シーエレベーター株式会社は、エレベーターの保守管理業務を行った者として、不法行為責任に基づき、損害賠償義務を負うものとします。
- ・ 区は、各被告に対し、それぞれの責任に相当する損害金の支払を請求します。

	被 告	請 求 額
1	シンドラーエレベータ株式会社	1 3 億 8 , 4 1 9 万 2 , 5 7 5 円
2	シンドラーホールディング株式会社	1 3 億 8 , 4 1 9 万 2 , 5 7 5 円
3	株式会社日本電力サービス	1 1 億 1 , 7 4 4 万 4 , 3 0 9 円
4	エス・イー・シーエレベーター株式会社	1 1 億 1 , 7 4 4 万 4 , 3 0 9 円

1 及び 2 の者に対しては、1 3 億 8 , 4 1 9 万 2 , 5 7 5 円を連帯して支払うことを請求します。

また、1 から 4 までの者に対しては、1 1 億 1 , 7 4 4 万 4 , 3 0 9 円を限度に連帯して支払うことを請求します。

議案第 5 8 号

指定管理者の指定について（港区立こうなん星の公園自転車駐車場）

本案は、こうなん星の公園自転車駐車場の指定管理者を指定するものです。

内 容

- (1) 対象施設 港区立こうなん星の公園自転車駐車場
 - (2) 指定管理者 品川区西五反田四丁目 3 2 番 1 号日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社内
NCDグループ
- (代表団体) 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

- (構成団体) 株式会社ニッケイトラスト
(3) 指定の期間 平成22年7月1日から平成26年3月31日まで

議案第59号

指定管理者の指定について(港区立特別養護老人ホーム白金の森等)

本案は、特別養護老人ホーム白金の森等の指定管理者を指定するものです。

内 容

- (1) 対象施設 港区立特別養護老人ホーム白金の森
港区立高齢者在宅サービスセンター白金の森
港区立地域包括支援センター白金の森
- (2) 指定管理者 世田谷区駒沢二丁目11番3号第二集花園ビル
社会福祉法人奉優会
- (3) 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第60号

指定管理者の指定について(港区立特別養護老人ホーム港南の郷等)

本案は、特別養護老人ホーム港南の郷等の指定管理者を指定するものです。

内 容

- (1) 対象施設 港区立特別養護老人ホーム港南の郷
港区立高齢者在宅サービスセンター港南の郷
港区立地域包括支援センター港南の郷
港区立ケアハウス港南の郷
- (2) 指定管理者 港区三田一丁目4番17号
社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会
- (3) 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第61号

指定管理者の指定について(港区立特別養護老人ホームサン・サン赤坂等)

本案は、特別養護老人ホームサン・サン赤坂等の指定管理者を指定するものです。

内 容

- (1) 対象施設 港区立特別養護老人ホームサン・サン赤坂
港区立高齢者在宅サービスセンターサン・サン赤坂
港区立赤坂子ども中高生プラザ
- (2) 指定管理者 東京都清瀬市中里五丁目 9 1 番 2
社会福祉法人東京聖労院
- (3) 指定の期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 6 2 号

指定管理者の指定について（港区立南麻布高齢者在宅サービスセンター等）

本案は、南麻布高齢者在宅サービスセンター等の指定管理者を指定するものです。

内 容

- (1) 対象施設 港区立南麻布高齢者在宅サービスセンター
港区立南麻布地域包括支援センター
- (2) 指定管理者 港区三田一丁目 4 番 1 7 号
社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会
- (3) 指定の期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 6 3 号

指定管理者の指定について（港区立台場高齢者在宅サービスセンター）

本案は、台場高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定するものです。

内 容

- (1) 対象施設 港区立台場高齢者在宅サービスセンター
- (2) 指定管理者 中央区銀座七丁目 1 3 番 1 5 号
医療法人社団湖聖会
- (3) 指定の期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 6 4 号

指定管理者の指定について（港区立北青山高齢者在宅サービスセンター等）

本案は、北青山高齢者在宅サービスセンター等の指定管理者を指定する

ものです。

内 容

- (1) 対象施設 港区立北青山高齢者在宅サービスセンター
港区立北青山地域包括支援センター
- (2) 指定管理者 北海道札幌市清田区真栄 4 3 4 番地 6
社会福祉法人ノテ福社会
- (3) 指定の期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 6 5 号

指定管理者の指定について（港区立芝高齢者在宅サービスセンター等）

本案は、芝高齢者在宅サービスセンター等の指定管理者を指定するものです。

内 容

- (1) 対象施設 港区立芝高齢者在宅サービスセンター
港区立芝地域包括支援センター
- (2) 指定管理者 中央区銀座七丁目 1 3 番 1 5 号
医療法人社団湖聖会
- (3) 指定の期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 6 6 号

特別区道路線の廃止について（虎ノ門一丁目）

本案は、環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業の施行に伴い、特別区道路線を廃止するものです。

内 容 次の特別区道の路線を廃止します。

路線番号	起 点 終 点
第 9 2 号	港区虎ノ門一丁目 1 8 番 2 先 港区虎ノ門一丁目 2 0 4 番 1 2 先
第 9 9 号	港区虎ノ門一丁目 2 0 4 番 3 1 先 港区虎ノ門一丁目 2 0 5 番 5 先
第 1 0 0 号	港区虎ノ門一丁目 2 0 4 番 2 8 先 港区虎ノ門一丁目 2 0 6 番 1 先
第 1 , 0 0 8 号	港区虎ノ門一丁目 2 番 2 9 先 港区虎ノ門一丁目 2 0 7 番 2 先

議案第67号

特別区道路線の認定について（虎ノ門一丁目）

本案は、環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業の施行に伴い、特別区道路線を認定するものです。

内 容 次の特別区道の路線を認定します。

路線番号	起 点 終 点
第1, 165号	港区虎ノ門一丁目18番2先 港区虎ノ門一丁目212番先
第1, 166号	港区虎ノ門一丁目2番29先 港区虎ノ門一丁目216番1先

議案第68号

特別区道路線の認定について（三田一丁目）

本案は、三田小山町地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、特別区道路線を認定するものです。

内 容 特別区道第1, 167号線を認定します。

- ・起 点 港区三田一丁目100番4
- ・終 点 港区三田一丁目1001番先